

第19号議案

加東市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件

加東市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市駐車場条例の一部を改正する条例

加東市駐車場条例（平成24年加東市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前日の10日前まで」を「1月前（現に同項の許可を受けている者が当該許可の期間の末日の翌日から引き続き同項の許可を受けようとする場合にあっては、2月前）から10日前までの間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る許可について適用し、同日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

第19号議案 要旨

加東市駐車場条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市JR社町駅前駐車場の定期駐車の利用について、申請期間を明確にし、より多くの方に利用してもらいやすくするために、加東市駐車場条例の改正を行うものである。

2 改正内容

加東市JR社町駅前駐車場の定期駐車の利用許可申請の期間を、利用開始日の1月前（定期駐車の利用許可を受けている者が、許可期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は2月前）から10日前までの間とすること。（第6条関係）

3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(利用の許可等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、利用開始日の<u>前日の10日</u>前まで</p> <hr/> <p>_____に市長に申請しなければならない。</p>	<p>(利用の許可等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、利用開始日の<u>1月前</u>(現に同項の許可を受けている者が当該許可の期間の末日の翌日から引き続き同項の許可を受けようとする場合にあつては、<u>2月前</u>)から<u>10日前までの間</u>に市長に申請しなければならない。</p>